

医療局職員について地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第16号

医療局職員について地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則

医療局職員について地方公営企業法第39条第2項に規定する職を定める規則（昭和40年岩手県規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職) 第2条 法第39条第2項に規定する職は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 本庁の医師支援推進室長、総括課長、薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監、医師支援推進監、栄養指導監、主幹、技術主幹、担当課長及び特命課長 (3) [略]	(職) 第2条 法第39条第2項に規定する職は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 本庁の医師支援推進室長、総括課長、薬事指導監、 <u>診療放射線指導監</u> 、臨床検査指導監、看護指導監、医師支援推進監、栄養指導監、主幹、技術主幹、担当課長及び特命課長 (3) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。